

## 山形県教育庁指定管理者審査委員会（第1回）の概要

### 1 日 時

令和2年6月10日（水） 13時07分～13時43分

### 2 会 場

山形県庁15階 eミーティングルーム

### 3 出席委員

（県側）大場 秀樹 委員長、中川 崇 委員、熊谷 岳郎 委員、  
（外部）手塚 孝樹 委員、高橋 和典 委員、小笠原 奈菜 委員

### 4 公開・非公開の別

公開

### 5 審査内容及び質疑概要

- （1）「山形県神室少年自然の家」の指定管理者募集要項の審査  
事務局からの募集要項等の説明、委員による質疑の後、審査を行った。

#### <主な質疑・意見等>

- 指定管理期間を、3年とする考え方は。（委員）
- 県の指定管理者制度導入手続き等に係るガイドラインでは、指定管理期間は3～5年としている。少年自然の家は平成28年度から指定管理制度を導入して、期間は3年としている。青年の家は平成22年度から指定管理者を導入しており、令和元年度から5年としている。少年自然の家の指定管理期間については、令和元年度から指定管理が2期目となった朝日少年自然の家の効果を検証しながら検討していく。（事務局）
- 仕様書にある「9（2）物品の帰属」、「10 施設等の修繕」記載の「物品」について、前者に記載の「物品」は指定管理者に帰属するとされているが、後者に記載の「物品」は県に帰属するとされている。この違いはどのように整理されているのか。（委員）
- 前者に記載の「物品」は受入事業等が用いる道具等である。後者に記載の「物品」は建物に係るもののうち県が貸与するものを指している。分かりやすくなるよう修正する。（事務局）
- 安全管理について、新型コロナウイルス感染症等対策は重要な視点である。予防の観点から、要項等に対策等を盛り込む必要があるのではないか。（委員）
- 重要な部分であり、要項等を修正する。（事務局）

上記を踏まえ、募集要項等について修正を行うこととした。